

課長		副課長		リーダー		設計		校合	
----	--	-----	--	------	--	----	--	----	--

令和 7 年度 委 託

~~設 計 書~~  
仕 様 書

- 1 委 託 名 氷川町公園ほか 33 箇所便所清掃業務委託
- 2 委 託 箇 所 川越市氷川町78番ほか 33 箇所
- 3 実 施 額 月額¥ 円 (但し、委託価格 月額¥ 円)
- 4 変 更 実 施 額 月額¥ 円 (但し、委託価格 月額¥ 円)
- 差 引 増 減 額 月額¥ 円
- 5 委託大要、起工理由・変更 【 委託期間 令和7年10月1日 ～ 令和8年9月30日 】

変更委託の大要	
委託の大要	便所清掃業務一式
変更理由	
起工理由	

## 本委託費内訳表

費目	工種	種別	細別	数量	単位	単価	金額	摘要
委託費								
	清掃費							
		便所清掃		1	箇月			別紙 1 号一位代価表
	直接委託費							
	諸経費			1	式			
	委託価格							
	消費税相当額			1	式			
合計								











便所清掃委託場所一覧

NO.	公園名	所在地	地区	数量	備考
1	氷川町公園	氷川町78	本庁	1棟	
2	宮元町公園	宮元町10-10	本庁	1棟	
3	滝ノ下公園	大字大仙波字滝ノ下1277-1	本庁	1棟	
4	旭町第一公園	旭町2丁目8-7	本庁	1棟	
5	濯紫公園	喜多町8-10	本庁	1棟	
6	広栄町公園	広栄町23-4	本庁	1棟	
7	通町公園	通町16-3	本庁	1棟	
8	小仙波八反田公園	大字小仙波字八反田817-1	本庁	1棟	
9	旭町1丁目公園	旭町1丁目20-10	本庁	1棟	
10	岸町健康ふれあい広場	岸町3丁目32	本庁	1棟	
11	芳野台北公園	芳野台1丁目103-71	芳野	2棟	
12	芳野台第二公園	芳野台1丁目103-42	芳野	1棟	
13	鴨田淵ノ上町公園	芳野台3丁目3-4	芳野	1棟	
14	菅間緑地	大字菅間422	芳野	1棟	
15	芳野台グラウンド	芳野台1丁目103-28	芳野	2棟	
16	並木新町公園	並木新町15	南古	1棟	
17	並木西町公園	並木西町16	南古	1棟	
18	男塚公園	大字木野目字江川1877	南古	1棟	
19	並木大クス公園	大字並木字中田267-2	南古	1棟	
20	藤木町第一公園	藤木町1-1	南古	1棟	
21	藤木町第三公園	藤木町25-4	南古	1棟	
22	熊野町公園	熊野町11-1	高階	1棟	
23	藤原町第二公園	藤原町18-6	高階	1棟	
24	稻荷町公園	稻荷町9-2	高階	1棟	
25	砂新田公園	砂新田2丁目13	高階	1棟	
26	諏訪町公園	諏訪町12-11	高階	1棟	
27	歌声の杜公園	砂新田1丁目15	高階	1棟	
28	南之台公園	大字砂新田字南之台381-2	高階	1棟	
29	砂新田四丁目公園	砂新田4丁目3-1	高階	1棟	
30	高階南公共広場	大字砂新田字藤間裏坂下465-1	高階	1棟	
31	高階運動広場	大字砂字卯ノ木451-1	高階	2棟	
32	スポーツパーク福原	大字今福字新道1758-1	福原	1棟	
33	南部地域公共広場	大字砂久保字見附68-1	福原	1棟	
34	南山田公園	大字山田字東町1779-1	山田	1棟	
合計	34公園			37棟	

便所清掃業務作業日報

業務日 令和 年 月 日 曜日 天候

作業従事者名 ① ②

③ ④

NO.	公園名	所在地	状況	ペーパー 補充数		
1	氷川町公園	氷川町78	良・普・否			
2	宮元町公園	宮元町10-10	良・普・否			
3	滝ノ下公園	大字大仙波字滝ノ下1277-1	良・普・否			
4	旭町第一公園	旭町2丁目8-7	良・普・否			
5	濯紫公園	喜多町8-10	良・普・否			
6	広栄町公園	広栄町23-4	良・普・否			
7	通町公園	通町16-3	良・普・否			
8	小仙波八反田公園	大字小仙波字八反田817-1	良・普・否			
9	旭町1丁目公園	旭町1丁目20-10	良・普・否			
10	岸町健康ふれあい広場	岸町3丁目32	良・普・否			
11	芳野台北公園	芳野台1丁目103-71	良・普・否			
12	芳野台第二公園	芳野台1丁目103-42	良・普・否			
13	鴨田淵ノ上町公園	芳野台3丁目3-4	良・普・否			
14	菅間緑地	大字菅間422	良・普・否			
15	芳野台グラウンド	芳野台1丁目103-28	良・普・否			
16	並木新町公園	並木新町15	良・普・否			
17	並木西町公園	並木西町16	良・普・否			
18	男塚公園	大字木野目字江川1877	良・普・否			
19	並木大クス公園	大字並木字中田267-2	良・普・否			
20	藤木町第一公園	藤木町1-1	良・普・否			
21	藤木町第三公園	藤木町25-4	良・普・否			
22	熊野町公園	熊野町11-1	良・普・否			
23	藤原町第二公園	藤原町18-6	良・普・否			
24	稲荷町公園	稲荷町9-2	良・普・否			
25	砂新田公園	砂新田2丁目13	良・普・否			
26	諏訪町公園	諏訪町12-11	良・普・否			
27	歌声の杜公園	砂新田1丁目15	良・普・否			
28	南之台公園	大字砂新田字南之台381-2	良・普・否			
29	砂新田四丁目公園	砂新田4丁目3-1	良・普・否			
30	高階南公共広場	大字砂新田字藤間裏坂下465-1	良・普・否			
31	高階運動広場	大字砂字卯ノ木451-1	良・普・否			
32	スポーツパーク福原	大字今福字新道1758-1	良・普・否			
33	南部地域公共広場	大字砂久保字見附68-1	良・普・否			
34	南山田公園	大字山田字東町1779-1	良・普・否			
合計	34公園					

令和7年度 業務実施日程表

10月 業務日 14日

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

日	月	火	水	木	金	土
						1
	3		5		7	8
	10		12		14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

12月 業務日 12日

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

1月 業務日 12日

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2月 業務日 12日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

3月 業務日 13日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

令和8年度 業務実施日程表

4月 業務日 13日

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

5月 業務日 13日

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

6月 業務日 13日

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7月 業務日 14日

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8月 業務日 13日

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9月 業務日 13日

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

凡例



...

業務日・全

154 日

# 便所清掃業務仕様書

- 1 目的  
この仕様書は、都市公園等の便所清掃を通じて公園全体の清潔を保持することを目的とする。
- 2 委託対象施設  
名称 氷川町公園ほか33箇所便所清掃業務委託(便所清掃委託場所一覧のとおり)  
場所 川越市氷川町78番ほか33箇所
- 3 委託対象期間  
令和7年10月1日から令和8年9月30日まで(1年・12箇月)  
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)
- 4 支払い方法 2回払い  
令和8年 4月(令和7年10月～令和8年3月分)  
令和8年10月(令和8年 4月～令和8年9月分)
- 5 入札書記載事項  
入札書に記載する金額については、消費税及び地方消費税を含まない額とし、かつ、月額を記載すること。
- 6 委託業務の内容及び範囲  
上記施設の清掃を別紙「便所清掃業務要領」により行う。
- 7 清掃業務日  
毎週月・水・金曜日(年末・年始除く) 計154日
- 8 委託業務実施計画書  
受注者は、委託期間中の業務計画を定めて実施計画書を提出し、発注者の確認を受けるものとする。
- 9 業務従事者の交代  
業務に従事する者が業務の遂行上不適当と認められるときは、市は受注者に対しその者の交代を求めることができるものとする。
- 10 責任者の指定  
受注者は、当該業務に係る責任者を1名指定し、従事者との連絡調整を綿密に行わせて、当該業務の適正な管理にあたらせるものとする。
- 11 服務  
受注者は、「川越市路上喫煙の防止に関する条例」に基づき、公園内では喫煙しないよう従事者への指導を徹底するものとする。

## 1.2 負担区分

業務に係る物品は、受注者の負担とする。ただし、トイレットペーパーは発注者の負担とする。

## 1.3 総括表及び日報の提出

業務日ごとに日報を作成し、一月分を翌月5日までに、これらをまとめた総括表とともに提出するものとする。

## 1.4 写真撮影

受注者は、1箇所につき月1回以上、業務内容を記した小黒板を写し込んだ写真(作業の前・中・後、清掃範囲(便器、手洗所、壁、天井、床部等))を撮影し、日報と共に提出するものとする。

また、2割程度の公園は、トイレ作業車両、清掃用具を写し込むこと。

## 1.5 点検表の記入

清掃作業点検表をトイレ内部(いたずら等ではがされにくい場所)に貼付し、作業の都度、担当者印を押印すること。

## 1.6 異常報告

業務中において、施設の破損、故障や利用者の負傷等の異常を発見したときは、速やかに市監督員に連絡するとともに、その指示により処理にあたるものとする。

## 1.7 契約金額の変更

本業務の契約金額の変更は、仕様書に定める業務数量に満たない場合に行うものとし、発注者、受注者の双方で協議のうえ、委託期間満了日をもって行うものとする。

## 1.8 再委託

本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、川越市の承諾を得る必要がある。

## 1.9 その他特記事項

この入札は、地方自治法第234条の3に基づく「川越市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に規定する長期継続契約に該当するものであり、当該入札執行後の契約については「翌年度以降の歳出予算の金額について減額又は、削除があった場合には当該契約は解除することができる」旨及び損害賠償に関する事項を契約書に記載する。

この契約の締結後に、消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。

# 清掃作業点検表

10月

清掃日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
清掃時間	:	:	:	:	:	:	:	:	:
担当									

11月

清掃日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
清掃時間	:	:	:	:	:	:	:	:	:
担当									

12月

清掃日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
清掃時間	:	:	:	:	:	:	:	:	:
担当									

1月

清掃日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
清掃時間	:	:	:	:	:	:	:	:	:
担当									

2月

清掃日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
清掃時間	:	:	:	:	:	:	:	:	:
担当									

3月

清掃日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
清掃時間	:	:	:	:	:	:	:	:	:
担当									

受注者

---

# 清掃作業点検表

4月

清掃日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
清掃時間	:	:	:	:	:	:	:	:	:
担当									

5月

清掃日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
清掃時間	:	:	:	:	:	:	:	:	:
担当									

6月

清掃日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
清掃時間	:	:	:	:	:	:	:	:	:
担当									

7月

清掃日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
清掃時間	:	:	:	:	:	:	:	:	:
担当									

8月

清掃日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
清掃時間	:	:	:	:	:	:	:	:	:
担当									

9月

清掃日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
清掃時間	:	:	:	:	:	:	:	:	:
担当									

受注者

\_\_\_\_\_

# 便所清掃業務要領

## 1 清掃範囲

便器、手洗所、壁、天井、床部を行う。

## 2 清掃内容

- (1) 便器、手洗い、壁、天井等の汚れやクモの巣を除去し、汚れを落とし、臭気が残らないようにする。便所内部は、水と専用洗剤等で清掃を行うこととし、清潔を保つこと。
- (2) 便器・手洗い等に詰まりが発生した場合は、吸引器具等で詰まりの原因を除去すること。除去作業を行っても解決されない場合は、使用禁止の措置を行うとともに、発注者に連絡すること。
- (3) 必要に応じ消毒液や消臭剤を使用し、悪臭や害虫の発生を防止すること。
- (4) 便所内のゴミは、全て持ち帰ること。
- (5) 水道施設のない公園は、予め清掃用の水を用意すること。

## 3 清掃用具の保管

保管庫のない公園の清掃用具は、便所に置かず、全て持ち帰ること。

## 4 冬期における清掃用水の確保

冬期水道が凍る場合があるので、タンク等に清掃用水を確保しておくこと。

# 川越市環境方針

## 基本理念

川越市は、現在の環境を保全し、より良い環境を創造して、次の時代を生きる私たちの子孫に引き継いでいかななくてはならないと認識します。

近年、地球温暖化の影響と考えられる自然災害、熱中症、感染症など、様々なリスクが高まっており、地球温暖化は、人類の生存基盤に係る最も重要な環境問題の一つとなっています。また、私たちの生活に影響が大きいエネルギー問題への関心が高まっており、これまでも増して地域の自然的・社会的条件に応じた、実効性のある取組が不可欠となっています。

よって、川越市は、地域の環境の保全とより良い環境の創造に向けて率先して行動し、その取組を地域全体に広げていくことによって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築していきます。

## 基本方針

川越市は、「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の脱炭素社会実現に向けた取組をはじめとして、環境に影響を与える要因を市独自の環境マネジメントシステムを用いて継続的に改善することによって、環境に配慮した自治体であることをめざします。

- 1 「小江戸かわごえ脱炭素宣言」に基づき、国や他の自治体とともに「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の脱炭素社会を目指し、市民・事業者・民間団体と力をあわせて地球温暖化対策の推進に努めます。
- 2 事務・事業の重要性や、それらが環境に与える様々な影響を十分認識した上で、適切な環境配慮を行います。特に、エネルギー使用の合理化と環境負荷の低減を図ります。
- 3 市の施設、設備の適切な管理、事故の備えによる環境汚染の予防に努めます。
- 4 環境に関する法規法令、条例、協定その他の合意事項を順守するとともに、自ら定めた環境への取組を率先して進めます。
- 5 環境基本計画などの各種計画に従って、技術的・経済的に可能な範囲で達成すべき目的及び目標を定めます。  
また、取組の成果を内外に公表し、意見を反映させることによって、目的及び目標の見直しを図ります。
- 6 全職員・本市の委託業務を行う事業者・本市の施設を利用する個人及び団体に、継続的に教育・訓練を行います。
- 7 基本理念、基本方針を踏まえて全職員が環境に配慮した活動を行うとともに、本市の委託業務を行う事業者・本市の施設を利用する個人及び団体に協力を求めています。

令和7年4月23日 川越市長 森田初恵

